告示

○金融庁告示第百五十八号

スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニーより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第四号に定める日本における主たる店舗の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年七月十日

金融庁長官　畑中龍太郎

日本における主たる店舗の所在地　東京都港区芝四丁目十番五号　ダビンチ田町ビル六階

○総務省告示第二百五十九号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十七条第二項に規定する支部政党交付金の使途等に関する報告書及び総括文書について、民主党から訂正の報告があったので、同法第三十一条の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第四百三十四号（政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十四年七月十日

総務大臣　川端　達夫

〔民主党〕の部民主党岩手県参議院選挙区第2総支部のうち4中

「	経常経費	20,677,746」	を	
「	経常経費	20,631,539」	に、	
「	事務所費	7,018,923		
	政治活動費	9,322,254	を	
	組織活動費	1,990,620」		
「	事務所費	6,972,716		
	政治活動費	9,368,461	に改め、	
	組織活動費	2,036,827」		

〔民主党〕の部民主党岩手県参議院選挙区第2総支部のうち5中

「	一件五万円未満の計	2,205,124	「	一件五万円未満の計	2,158,917	
	合　計	7,018,923」	を	合　計	6,972,716」	に、
「	一件五万円未満の計	1,201,290	「	一件五万円未満の計	1,247,497	
	合　計	1,990,620」	を	合　計	2,036,827」	に改める。

〔民主党〕の部民主党衆議院北関東ブロック比例区第3総支部のうち4中

「	光熱水費	365,644		
	備品・消耗品費	1,234,794	を	
	事務所費	2,415,713」		
「	光熱水費	307,853		
	備品・消耗品費	1,234,540	に改め、	
	事務所費	2,473,758」		

〔民主党〕の部民主党衆議院北関東ブロック比例区第3総支部のうち5中

「	一件五万円未満の計	1,234,794	「	一件五万円未満の計	1,234,540	
	合　計	1,234,794」	を	合　計	1,234,540」	に、
「	一件五万円未満の計	903,713	「	一件五万円未満の計	961,758	
	合　計	2,415,713」	を	合　計	2,473,758」	に改める。

〔民主党〕の部民主党福井県第1区総支部のうち6中

「	光熱水費	204,924」	を
「	光熱水費	201,138」	に、
「	事務所費	1,587,226」	を
「	事務所費	1,591,012」	に改め、

〔民主党〕の部民主党福井県第1区総支部のうち7中

「	一件五万円未満の計	463,353	「	一件五万円未満の計	467,139	
	合　計	1,587,226」	を	合　計	1,591,012」	に改める。

〔民主党〕の部民主党岐阜県第5区総支部のうち4中

「	経常経費	7,514,879	
	人件費	2,486,462」	を
「	経常経費	7,518,784	
	人件費	2,520,367」	に、
「	事務所費	3,622,452	
	政治活動費	2,485,121」	を
「	事務所費	3,592,452	
	政治活動費	2,481,216」	に、
「	調査研究費	102,360」	を
「	調査研究費	98,455」	に改め、

〔民主党〕の部民主党岐阜県第5区総支部のうち5中

「	一件五万円未満の計	1,536,952	「	一件五万円未満の計	1,506,952	
	合　計	3,622,452」	を	合　計	3,592,452」	に、
「	一件五万円未満の計	102,360	「	一件五万円未満の計	98,455	
	合　計	102,360」	を	合　計	98,455」	に改める。

〔民主党〕の部民主党滋賀県参議院選挙区第1総支部のうち4中

「	経常経費	13,640,771	
	人件費	6,266,291	
	光熱水費	407,780	
	備品・消耗品費	3,089,068	を
	事務所費	3,877,632	
	政治活動費	16,359,229	
	組織活動費	3,779,429」	
「	経常経費	13,640,055	
	人件費	6,157,691	
	光熱水費	415,330	
	備品・消耗品費	3,139,882	に改め、
	事務所費	3,927,152	
	政治活動費	16,359,945	
	組織活動費	3,780,145」	

〔民主党〕の部民主党滋賀県参議院選挙区第1総支部のうち5中

「	ワッポン・両面テープ代	284,844」	を	「	ワッポン・両面テープ代	284,634」	に、
「	一件五万円未満の計	1,121,601		「	一件五万円未満の計	1,172,625	
	合　計	3,089,068」	を		合　計	3,139,882」	に、
「	一件五万円未満の計	1,110,111		「	一件五万円未満の計	1,159,631	
	合　計	3,877,632」	を		合　計	3,927,152」	に、
「	一件五万円未満の計	2,234,732		「	一件五万円未満の計	2,235,448	
	合　計	3,779,429」	を		合　計	3,780,145」	に改める。